

船舶事故調査報告書

平成26年2月20日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵男（部会長）
 委員 庄司 邦昭
 委員 根本 美奈

事故種類	衝突
発生日時	平成24年8月26日（日） 12時50分ごろ
発生場所	神奈川県三浦市 ^{つるぎさき} 劔埼南南東方沖 劔埼灯台から真方位158° 2,370m付近 （概位 北緯35° 07.3′ 東経139° 41.2′）
事故調査の経過	平成24年8月28日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A モーターボート ^{オセアン グレイス ツー} Ocean Grace II、3.2トン 235-44556 神奈川、個人所有 6.66m (Lr) × 2.57m × 1.39m、FRP ガソリン機関、110.30kW、平成15年8月 B モーターボート ^{ながたさん} 永田三丸、5トン未満 235-41565 神奈川、個人所有 5.33m (Lr) × 1.76m × 0.67m、FRP ガソリン機関、29.42kW、不詳
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 46歳 一級小型船舶操縦士 免許登録日 平成20年9月5日 免許証交付日 平成20年9月5日 （平成25年9月4日まで有効） B 船長B 男性 62歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成12年3月16日 免許証交付日 平成21年6月8日 （平成27年3月15日まで有効） 同乗者B ₁ 男性 48歳 同乗者B ₂ 男性 66歳
死傷者等	A なし B 軽傷 3人（船長B、同乗者B ₁ 及び同乗者B ₂ ）
損傷	A 船首部外板に擦過傷 B 両舷中央部に亀裂及び擦過傷

<p>事故の経過</p>	<p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、同乗者2人を乗せ、劔埼南南東方沖を約15～18ノットの速力で手動操舵により、釣り場に向けて東北東進中、船長Aが、右舷側の操縦席で操船していたところ、平成24年8月26日12時50分ごろ、A船の船首部とB船の右舷船側部とが衝突し、A船がB船に乗り上がった。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、同乗者B₁及び同乗者B₂を乗せ、劔埼南南東方沖において、船首を南東方に向け、船首からパラシュート型シーアンカーを投入し、漂流して釣り中、船長Bが、右舷船尾で釣りをしながら、右舷方約400mに接近するA船を認めて監視し、B船との距離が約100mになってもB船を避ける様子がないので、立ち上がって大声を出して手を振ったが、A船とB船とが衝突した。</p> <p>船長Aは、衝撃で衝突したことを知り、海に投げ出された船長B及びB船の同乗者を救助し、警察に通報した。</p> <p>A船は、自力で帰り、B船は、来援した船長Bの知人の遊漁船によってA船が引き下ろされた後に転覆し、転覆した状態で同遊漁船により、三浦市間口漁港にえい航された。</p> <p>船長B及び同乗者2人は、病院に搬送され、船長Bが、^{けいつい}頸椎捻挫及び腰椎捻挫、同乗者B₁が、頸椎捻挫、腰部挫傷及び右肩挫傷、同乗者B₂が、頸椎捻挫及び腰椎捻挫と診断された。</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 南南西、風力 3、視界 良好 海象：潮汐 上げ潮の末期</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長Aは、前路に小さな船はないものと思っていた。 船長Aは、左舷側にいた同乗者との会話に集中していた。 A船及びB船の乗船者は、全員が救命胴衣を着用していた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり A なし、B なし A なし、B なし</p> <p>A船は、劔埼南南東方沖を東北東進中、船長Aが、前路に小さな船はないものと思い、同乗者との会話に意識を集中していたことから、B船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、劔埼南南東方沖でパラシュート型シーアンカーを投入し、漂流して釣り中、船長Bが、B船に接近するA船を認めて監視を行い、A船がB船を避けることなく接近するので、発声して手を振り、注意喚起を行ったが、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、劔埼南南東方沖において、A船が東北東進中、B船がパラシュート型シーアンカーを投入し、漂流して釣り中、船長Aが、前路に小さな船はないものと思い、同乗者との会話に意識を集中していたため、B船に気付かず、両船が衝突したことにより発生したもの</p>

	と考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 航行中は、常時、見張りを適切に行うこと。・ 他船が衝突の虞がある態勢で接近することを認めた際は、衝突を避けるための動作をとること。